

鳴門市スクールバス運行業務委託仕様書

1. 趣 旨	2
2. 事業運営に関する基本方針	2
3. 委託業務の概要	2
(1) 名称	
(2) 事業主体	
(3) 履行期間	
(4) 運行方法	
(5) 資格要件	
(6) 運行ルート、停留所、運行ダイヤ、運行便数等	
(7) 使用車両	
(8) 乗務員	
(9) 幼稚園児が乗車する場合の添乗員	
(10) 保険	
4. 業務内容及び管理基準	6
(1) 運行計画の打ち合わせ協議に関する事項	
(2) 運行開始までの乗務員等に対する研修	
(3) 乗車記録及び運行経費に関する報告	
(4) 乗務員の研修等	
(5) 車両の保管及び管理	
(6) 運行に使用する車両について	
(7) 停留所の維持管理	
(8) 安全運行に関する対応	
(9) 路線の変更及び運行の中止	
(10) その他	
5. 委託料	8
6. 法令等の遵守	8
7. 事業の継続が困難となった場合の措置	8
8. その他協議事項	8

1. 趣旨

本仕様書は、鳴門市スクールバス運行業務の委託内容及び履行方法について定める。

2. 事業運営に関する基本方針

鳴門市は、学校再編に伴う通学距離の延伸による園児、児童及び生徒の心身の負担を軽減するため、鳴門市スクールバス（以下「スクールバス」という。）として、下記の4路線についてスクールバスの運行を行うものである。

- ①瀬戸中学校スクールバス
- ②第一幼稚園・小学校スクールバス
- ③明神幼稚園・小学校スクールバス（北灘地区）
- ④明神幼稚園・小学校スクールバス（瀬戸地区）

次に掲げる基本方針に従って、鳴門市スクールバス運行計画（以下「運行計画」という。）に基づき委託業務を行うこととする。

- （1）運行計画に基づき、バスの運行及び管理において、関係法令等を遵守し安全運行に万全を期すこと。
- （2）常に善良な管理者の注意を持って業務の管理を行うこと。
- （3）バスの利用者については、平等かつ公平な取り扱いをすること。
- （4）利用者の意見等について、管理運営への反映に努めるなど、バスを利用しやすいようにサービス水準の維持、向上に努めること。
- （5）効率的かつ効果的な管理運営を行うこと。
- （6）個人情報適切に保護されること。

3. 委託業務の概要

- （1）名 称
鳴門市スクールバス運行業務
- （2）事業主体
鳴門市
- （3）履行期間
運行予定期間
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- （4）運行方法
鳴門市が貸与する自家用自動車による無償運行
- （5）資格要件
令和7年4月1日現在、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を有すること。
- （6）運行ルート、停留所、運行ダイヤ、運行便数等
運行計画に基づくこと。

(7) 使用車両

運行使用車両については、市で確保し貸与する。

また、運行使用車両が車検や修繕等で使用できない場合については、受託事業者の自己所有車両で対応するものとし、費用についてはその都度協議を行う。

ただし、受託事業者の責めに帰すべき事情により、受託事業者の自己所有車両で対応する必要が生じた場合については、その費用は受託事業者の負担とする。

『運行使用車両』

瀬戸中学校スクールバス

車両① 日野 リエッセⅡ

〔定員29名〕(平成26年3月登録)

第一幼稚園・小学校スクールバス

車両② 日野 メルファ

〔定員45名〕(平成26年9月登録)

明神幼稚園・小学校スクールバス(北灘地区)

車両③ いすゞ ガーラミオ

〔定員45名〕(平成27年3月登録)

明神幼稚園・小学校スクールバス(瀬戸地区)

車両④ トヨタ ハイエースコンピューター

〔定員14名〕(平成30年2月登録)

(8) 乗務員

第一幼稚園・小学校スクールバス及び明神幼稚園・小学校スクールバス(北灘地区)の運行を行う乗務員については、大型自動車第二種免許を所有するものを、瀬戸中学校スクールバス及び明神幼稚園・小学校スクールバス(瀬戸地区)の運行を行う乗務員については大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許を所有するものを配置することとする。

(9) 幼稚園児が乗車する場合の乗務員及び添乗員

スクールバスに第一幼稚園及び明神幼稚園(北灘地区)の園児が乗車する場合は、その安全確保のための人員(以下「添乗員」という。)を車内に1名配置することとする。なお、明神幼稚園(瀬戸地区)便については、乗務員において園児の安全確保に努めること。

園児の安全確保について、鳴門市の指示に従い、各停留所における送迎の保護者並びに幼稚園教諭への引渡しまでの間、適切な対応に努めることとする。

※ 幼稚園児については、必ず保護者が停留所まで送迎を行うこととしている。

(10) 保険

保険加入について

- ・自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく自動車損害賠償責任保険については鳴門市が加入する。
- ・民間会社等が行う自動車損害賠償の上積み保険(任意保険)は、受託事業者の自己所有

車両も含め、委託業務で使用する車両（下記『運行使用車両』車両①から④）全てについて受託事業者が加入する。

交通事故などの損害賠償について

- ・受託事業者は、業務の実施中に、受託事業者の責めに帰すべき理由により、鳴門市又は第三者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。ただし、委託業務上発生した交通事故により生じた損害賠償は、鳴門市が加入する自動車損害賠償責任保険及び受託事業者が加入する民間保険会社等が行う自動車損害賠償の任意保険で対応するものとする。
- ・保険で対応できないものについては、受託事業者がその損害の責を負うものとするほか保険での対応によって鳴門市に負担が生じた場合は、鳴門市は受託事業者に求償できるものとする。
- ・上記の損害賠償について、第三者との協議は受託事業者が責任者となり解決にあたるものとする。

保険加入基準について

- ・上記の損害賠償を担保するため、受託事業者は、受託事業者を契約者とする自動車保険契約を締結するものとし、加入する保険の条件・損害賠償限度額等は次のとおりとする。

ア 受託事業者の法令違反が原因の事故について免責となっていないこと

イ 期間中の支払額に制限がないこと

ウ すべての自動車を対象とするものであること

エ 担保種目と損害賠償限度額

担保種目	対人賠償	対物賠償	搭乗者	車両賠償
損害賠償限度額	無制限	無制限	3, 0 0 0 万円	時価

『運行使用車両』

車両①

車両番号：徳島 2 0 0 さ 6 6 1

登録年月日：平成 2 6 年 3 月 2 4 日（初年度登録 平成 2 6 年 3 月）

自動車種別：普通

車体の形状：キャブオーバ 車名：日野【2 6 2】 乗車定員：2 9 人

車両重量：3, 5 5 0 kg 車両総重量：5, 1 4 5 kg 車台番号：XZB50-0006513

長さ：6 9 9 cm 幅：2 0 3 cm 高さ：2 5 8 cm

型式：SDG-XZB50M 原動機型式：N04C 総排気量：4. 0 0 L

燃料の種類：軽油

有効期間の満了する日：令和 7 年（2 0 2 5 年）3 月 2 3 日

走行距離表示値：2 3 7, 7 9 5 km(令和 6 年 1 2 月 6 日現在)

車両②

車両番号：徳島 2 0 0 は 1 1 8

登録年月日：平成26年9月22日（初年度登録 平成26年9月）
自動車種別：普通
車体の形状：リヤーエンジン 車名：日野【262】 乗車定員：45人
車両重量：7,140kg 車両総重量：9,615kg 車台番号：RR7JJC-40694
長さ：899cm 幅：234cm 高さ：303cm
型式：SDG-RR7JJCA 原動機型式：J07E 総排気量：6.40L
燃料の種類：軽油
有効期間の満了する日：令和7年（2025年）9月21日
走行距離表示値：107,259km(令和6年12月6日現在)

車両③

車両番号：徳島200は120
登録年月日：平成27年3月13日（初年度登録 平成27年3月）
自動車種別：普通
車体の形状：リヤーエンジン 車名：いすゞ【012】 乗車定員：45人
車両重量：7,140kg 車両総重量：9,615kg 車台番号：RR7JJC-60533
長さ：899cm 幅：235cm 高さ：303cm
型式：SDG-RR7JJCJ 原動機型式：J07E 総排気量：6.40L
燃料の種類：軽油
有効期間の満了する日：令和7年（2025年）3月12日
走行距離表示値：180,598km(令和6年12月6日現在)

車両④

車両番号：徳島200さ798
登録年月日：平成30年2月28日（初年度登録平成30年2月）
自動車種別：普通
車体の形状：キャブオーバ 車名：トヨタ【194】 乗車定員：14人
車両重量：2,250kg 車両総重量：3,020kg 車台番号：GDH223-2000211
長さ：538cm 幅：188cm 高さ：228cm
型式：QDF-GDH223B 原動機型式：1GD 総排気量：2.75L
燃料の種類：軽油
有効期間の満了する日：令和7年（2025年）2月27日
走行距離表示値：48,609km(令和6年12月6日現在)

4. 業務内容及び管理基準

（1）運行計画の打ち合わせ協議に関する事項

- ① 道路管理者、警察等との事前調整、運行申請等及び関係機関との各種調整については、
鳴門市と協議すること。

- ② 発着・待機場所など必要な施設の配置調達については、鳴門市と協議すること。
- (2) 運行開始までの乗務員等に対する研修
 - ① 運行開始までに登録乗務員一人平均20時間以上を目処とする路線運行の試験走行を実施し、業務に支障が生じないよう万全の体制をとること。
 - ② 業務開始までの乗務員等に対する研修や準備に係る初期経費については、受託事業者の負担において実施すること。
- (3) 乗車記録及び運行経費に関する報告
 - ① 毎日の路線ごとの乗車人数を「運行人数報告」により鳴門市に報告すること。
 - ② 毎月ごとに乗車人数を集計し、「乗車人数月報」により鳴門市に報告すること。
 - ③ 四半期毎に運行経費について実績を鳴門市に報告すること。運行経費については、経理事務の適正処理について調査する場合に備え、燃料費、車両点検整備費の証拠書類を備えるなど関係書類を整理しておくこと。
- (4) 乗務員の研修等
 - ① 登録乗務員に対して安全運行に対する講習会を実施するなど、安全運行に対する意識の向上を図る研修を実施すること。
 - ② 路線運行の試験走行を適宜行うなど、研修時間を決め乗務員の運転技術向上に努めること。
 - ③ 利用者に対するあいさつ、礼儀正しい対応を行い、気持ちよく利用してもらうための接遇に配慮すること。
 - ④ 日常の苦情に適切に対応すること。
 - ⑤ 車両内に忘れ物を発見した際は、速やかに学校に連絡し、届けること。
 - ⑥ その他提案書により提案した事項について実施すること。
- (5) 車両の保管及び管理
 - ① 車両はすべて受託事業者の責任において保管及び管理すること。
 - ② 車両修繕が必要な場合は速やかに鳴門市に連絡を行い、協議のうえ実施すること。
 - ③ 日常点検を必ず毎日「運行前点検表」により行うこと。
 - ④ 必要な法定点検を行うこと。
 - ⑤ 車両修理費を除く、車両の維持管理費（燃料費、車両点検整備費）を負担すること。ただし、1年ごとの車検費用については別途鳴門市が負担する。
 - ⑥ 車両の清掃を毎日行うこと。
 - ⑦ その他必要な事項については、速やかに鳴門市と協議を行うこと。
- (6) 運行に使用する車両について

原則として市が貸与する運行使用車両で運行を行う。ただし、運行使用車両が車検や急な修繕等により使用できない場合は、受託事業者の自己所有車両で対応するものとし、費用についてはその都度双方で協議を行う。

ただし、受託事業者の責めに帰すべき事情により、受託事業者の自己所有車両で対応する必要が生じた場合については、その費用は受託事業者の負担とする。
- (7) 停留所の維持管理

- ① 停留所の目視点検等通常の維持管理について受託事業者が責任を持って行うこと。
- ② 停留所に破損等があるときは、速やかに鳴門市に連絡すること。
- ③ 停留所の維持管理に係る費用は、鳴門市の負担とする。
- ④ 必要な事項については、速やかに鳴門市と協議すること。

(8) 安全運行に関する対応

- ① 道路運送法に規定する運行管理責任者の氏名・住所及び資格証の写しを書面にて提出すること。
- ② 運送業務にあたる運転者の氏名・住所及び運転免許証の写しを書面にて提出すること。
- ③ 運行管理責任者は、運転者の運転免許証の有効期間について、年2回以上確認し、書面にて提出すること。
- ④ 道路運送法に規定する整備管理者の氏名・住所及び要件を満たしていることが確認できるもの（選任前研修修了証明書の写し、整備士手帳又は合格証の写し等）を書面にて提出すること。
- ⑤ 旅客の安全と利便を確保するための方策に関して、最低限下記に示す内容について明記した対応マニュアルを整備し、受託事業者において対応すること。また、対応マニュアルについては、鳴門市及び学校（園）に提出すること。
 - ア 事故等対応（連絡体制、事故処理体制）
 - イ 運行時の対応（アルコールチェック等の運行前後の確認、運行時の安全対策等の必要事項）
 - ウ 日常的な苦情対応
 - エ 忘れ物対応
- ⑥ 万が一事故が発生した場合の処理は、責任を持って受託事業者が行うこと。
- ⑦ 利用者からの苦情があった場合は、苦情処理簿を作成し、その対応について鳴門市に報告すること。

(9) 路線の変更及び運行の中止

天災その他受託事業者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部が運行不能の場合は、速やかに鳴門市及び学校に報告し、その指示に従うものとする。

(10) 園児児童生徒乗下車時の確認等

- ① 乗務員または添乗員は、バスの降車時に、バスに園児児童生徒が残っていないか必ず目視確認を行うこと。また、置き去り防止安全装置が設置されている車両については、装置の操作も必ず行うこと。
- ② 乗務員または添乗員は、園児児童生徒が乗車した際、園児児童生徒に対し着席及びシートベルトの着用を指示し、それらの確認を行った後に発車すること。

(11) その他

- ① 個人情報保護について従事者に周知、徹底を図ること。
- ② その他運行業務の管理上鳴門市が必要であると認める業務を行うこと。
- ③ 契約期間満了の際には、次期受託事業者が円滑かつ支障なく、スクールバスの業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うこと。

- ④ 乗務員の健康管理及び車内衛生環境の向上に努め、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策を適切に講じること。

5. 委託料

- (1) 委託料は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの運行について受託事業者からの提案に基づく提案価格書（人件費、燃料・油脂料、車両点検整備費、保険料、管理経費、その他経費、消費税等）を基本とし、鳴門市と受託事業者との協議の上定める。

ただし、運行路線の見直しやその他事由により、路線の増減、運行体制の変更等、委託業務内容に変更が生じる場合は、その都度別途協議する。

- (2) 委託料の支払い方法は毎月ごとに支払う。なお、請求方法や支払時期は鳴門市と受託事業者との契約の上定める。

6. 法令等の遵守

スクールバスの運行管理にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
(2) その他関係法令

7. 事業の継続が困難となった場合の措置

- (1) 受託事業者の責めに帰すべき事由による場合

受託事業者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、鳴門市は事業の取り消し又はある一定の期間を設けて業務の全部若しくは一部停止をすることができるものとする。その場合、鳴門市に生じた損害は、受託事業者が賠償するものとし、また、次期事業者が円滑かつ支障なく、スクールバスの業務を遂行できるよう、誠意を持って対応するものとする。

- (2) その他の事由による場合

不可抗力等、鳴門市及び受託事業者双方の責めに帰すことの出来ない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより当該事業契約を解除できるものとする。なお、この場合において受託事業者は次期事業者が円滑かつ支障なく、スクールバスの運行業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

8. その他協議事項

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の内容の解釈に疑義が生じた場合は、双方協議によりこれを定めるものとする。